

# ソーシャルワークの視点から見た 児童発達支援事業所における運営理念の特徴

——保育所・幼稚園・認定こども園との対比——

武 藤 大 司

## I. はじめに

1971年11月、中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会にて示された「社会福祉専門職員の充実強化方策としての『社会福祉士法』制定試案」では、「厚生大臣の指定する保母養成機関及び短期大学水準での社会福祉科、保育科等を卒業して社会福祉又は保育の実務に従事する者も、社会福祉士体系の中に組込むこととする」としている<sup>1</sup>。

少なくともこの時点までは、「保母（現在でいう保育士）」資格をソーシャルワーカーとしての国家資格である「社会福祉士」資格に吸収される形で法改正される流れになっていたという事実が存在する<sup>2</sup>。このことは、今後における保育士資格の専門性を考えるうえでは決して忘れてはならない重要な事柄であろう。

鶴宏史は「保育士は児童福祉法に基づく資格・職種であり、児童福祉施設に勤務しているが、しかし、特に大多数を占める保育所保育士に限定すれば、果たしてどれだけの者が社会福祉専門職としてのアイデンティティを有しているのでしょうか。（中略）おそらく幼児教育専門職としてのそれを有しているものが多いと考えられる」と指摘している<sup>3</sup>。つまり、保育や幼児教育に共通する「いわゆる5領域を中心とする生きる力の習得」という目標設定をしたうえで、クラス運営方式での本人支援に主眼を置き、目の前にいる子どものみを対象ととらえた直接支援への偏重がうかがえる。保育技術を狭義ととらえ、「いわゆるケアワーク」として認識されてしまっている、とも言い換えることができ、保育所保育士の日常的な業務を表面的に見た場合には、保育士はケアワーカーである、と言ってしまう方が理解しやすい状況にあるのではないだろうか。

しかしながら、現在でいう障害児・虚弱児に関する福祉・保育・治療・教育等を1910年代から実践し、研究してきた三田谷啓は、「泣いて子どものために不幸を訴えて来る母親に対し、涙の二等分をするのが私の授かった天職の職分である」と述べ、三田谷が1926年に開設した三田谷治療教育院における仕事の主なものとして、①こどもの収容、②こどもの相談、③母親の教育、の

3事業を挙げ、「この3事業は永年の経験より生み出した結論であって相互に不可欠のものである」として、80年以上も昔から、子どもと家庭を切り離さずに支援していく重要性を説いている<sup>4</sup>。また現代においても、「児童のニーズの多くは家庭のニーズと不可分であり、『子どもと家庭』のニーズとしてとらえることが適当な場合も多く、児童のニーズの理解や把握は、家庭の状況、家族の人間関係、親との意向等との関連で行う必要」があるとされている<sup>5</sup>。

そうなると、保育所であれ、幼稚園であれ、子どもを対象とした事業所には子どもと家庭のニーズを把握し、実践していく必要性があり、子どものニーズの理解や把握に至るプロセスやニーズ充足のうえでの様々な調整業務を含む実践はソーシャルワークそのものであるといえ、それら事業所にはソーシャルワーク機能は必須となってくる<sup>6</sup>。

それでは、子どもを対象とする様々な事業所において、どのような形でソーシャルワークが位置づけられているのであろうか。「名は体を表す」との格言があるが、事業所運営に置き換えていえば、「運営理念」にあたるのが「名」であろう。事業所の運営理念に関して調査研究を行うことにより、掲げている運営理念から事業所において実践上大切にしている事柄を読み取ることができ、結果的に「体」の概要が見えてこないだろうか、との推論を立ててみた。

児童福祉施設のなかでも特に児童発達支援事業所においては、その障害特性から個別性を重視せざるを得ず、また社会福祉基礎構造改革以降における障害児(者)福祉のケアマネジメント手法の導入があったことから考えても、関係機関との連携といったソーシャルワークが垣間見られる。さらに、保護者支援においても、他の児童福祉施設に比してその必要性が高いと思われ、本人及び本人を取り巻く環境への調整等のソーシャルワーク機能をより必要とする事業所であるといえる。

上記のことを踏まえ、本稿においては次のような仮説立証型の研究を行ってみたい。児童発達支援事業所についてはソーシャルワーク機能を有する事業所であるとの仮説を採用したうえで、児童発達支援事業所と保育所・幼稚園・認定子ども園とをソーシャルワークの視点から比較することで、その特徴として見えてくるものを明らかにしてみたい。

## II. 研究方法

「粘土遊びとどろ遊びに関する現状調査」における全国調査において、「施設の教育方針及び教育目標」に関する項目に回答のあったもの(当該項目を未回答の施設はデータ総数から外した)のみを抽出した。なお、施設種別において厳格性を期すため、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所、認定子ども園の4類型とし、その他を選択した事業所は本調査ではデータとして不使用とした。

その結果、児童発達支援事業所29件、保育所97件、幼稚園50件、認定子ども園1件の合計177件とし、児童発達支援事業所29件をA群とし、それ以外の148件をB群として、A群とB群との比較分析を行うことで、児童発達支援事業所の特徴を見出してみた。

なお、施設の運営方針及び運営目標に関する項目について、主にソーシャルワークの視点から

のキーワード検索による分析を行った<sup>7</sup>。また、児童発達支援事業所のアンケート 29 件を用い、KJ 法にて体系整理を行うことで、児童発達支援事業所全般における運営理念上の特徴を整理してみた。

### Ⅲ. 結果と考察

#### 1. 個別性

##### (1) 結果

「個別性」をキーワードとして検索すると、以下の通りの結果が見られた。

- ・ A 群 「個々」 4、「個別」 3、「一人ひとり」 3、合計 10 件/29 件 (34.5%)
- ・ B 群 「個々」 0、「個別」 0、「一人ひとり」 14、合計 14 件/148 件 (9.4%)

##### (2) 考察

A 群では、「個々」、「個別」、「一人ひとり」に数的偏りは見られなかったが、B 群では「一人ひとり」というキーワードに偏りが見られた。

B 群の中で見られた要因として、保育所保育指針に「一人ひとり」という言葉が多用されていることから、運営理念に影響を受けたものと推察される<sup>8</sup>。

あくまでも私見ではあるが、「一人ひとり」という表現は「個々」・「個別」との比較で考察すると、「(たとえ集団処遇にあっても)『一人ひとり』を大切にしている」、といった漠然とした視点に止まっているおそれがある。それゆえ、個別的対応・支援までには到達していなくても、心地よい表現として用いやすい傾向にあると思われる。

半面、個々の対応や個別的支援といった表現で感じられるように、「個々」・「個別」を用いる場合には、観念的なものではなく、実践において確実に行っている可能性が高いことが示唆される。

つまり、児童発達支援事業所においては、保育所・幼稚園・認定こども園よりも、より個別性を意識していることが理解できる。

今後の問題提起として挙げておきたいが、保育所保育指針解説書における目次のみを見てみると、「一人ひとり」という言葉を用いているのが、「第 5 章 健康と安全 3. 食育推進 (4) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応」という箇所にあるように、食に関する項目しか存在しない点で注目に値する<sup>9</sup>。もちろん、前述のように、保育所保育指針全般にはかなり多用されている言葉ではあるが、章や節の項目として用いているのは上記の 1 か所のみであった。幼稚園教育要領を見ても同様であり、個別性が感じられる表現は見られなかった<sup>10</sup>。

その他の項目を見てみても、年齢別にまとめており、個別性よりも発達段階を踏まえた類型化の方を重視しているきらいがある。それらはクラス編成における集団処遇の影響と何らかの相関性はないのだろうか。ここでは、問題提起のみに止めておきたい。私見では類型化を否定するものではないが、やはり社会福祉基礎構造改革以降の福祉対象者に対する個別性重視への流れを汲

み、特に月齢差の出やすい幼少期においては、保育実践においても年齢別の集団処遇から個別性を重要視した新たな運営形態への転換を望みたい。

## 2. 関係機関との連携

### (1) 結果

「連携」（ただし、関係機関との連携のみを対象）をキーワードとして検索すると、以下の通りの結果が見られた。

- ・ A 群 2 件/29 件 (6.9%)
- ・ B 群 3 件/148 件 (2.0%)

### (2) 考察

（ソーシャルワーク機能としての）関係機関との連携で見た場合、A 群が 2.0%に対して、B 群は 6.9%と、約 3.5 倍という結果が得られた。

A 群では、「関係機関、家庭及び地域との連携を密にし、児童の療育に必要な環境整備に努める」、「家庭との連携・支援を推進するため、関係機関との連携を密にして、多角的かつ長期的展望見地に基づいて療育の充実を図る」の 2 件であり、児童発達支援施設においては、地域・事業所・家庭という三者関係での連携の必要性が理解できた。

ただし、B 群においても、「大学及び付属学校との情報交換や実践研究を推進し、連携を深める」、「保護者と地域と保育園が連携し、子どもの幸せを一番に考え、子どもの最善の利益をめざす」、「家族や地域との連携を図り、子育てを支える」の 3 件あり、保育所・幼稚園・認定子ども園においても、関係機関と積極的に連携を図ろうと考えている事業所も見られた。

なお、B 群において関係機関との連携以外にあったものとしては、「『美しい心』『心の教育を土台に充実した生活と意欲的な楽しい活動』を大切に、家庭と連携しながら子どもの生きる力の根っこを育てる」、「保育室と給食室が連携を取り、楽しい食事を考えていく」、「家庭と連携を取り合い基本的な生活習慣の定着を図り、健康で安全な生活をしようとする態度を育てる」の 3 件あり、その内訳としては、保育室と給食室との連携が 1 件、家庭との連携が 2 件であった。

## 3. 保護者支援

### (1) 結果

「保護者」（ただし、保護者支援・援助のみを対象）をキーワードとして検索すると、以下の通りの結果が見られた。

- ・ A 群 4 件/29 件 (13.8%)
- ・ B 群 2 件/148 件 (1.4%)

### (2) 考察

A 群では、「保護者が安心して、子育てに取り組んでいけるよう支援する」、「心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への養育援助」、「知的な発達がゆるやかであったり、偏りが見られる就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てる」、「保護者への幅広い情報提供を行い丁寧な個別支援を目指す」の4件であり、保護者支援が明確に打ち出されている。

B 群では、「子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を活かしてその援助に当たる」、「子どもの保護者に対しその意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を活かして援助に当たる」の2件であった。

B 群のなかで保護者支援以外のものとしては、「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園」、「保護者と地域と保育園が連携し、子どもの幸せを一番に考え、子どもの最善の利益をめざす」、「一人ひとりの子どもの個性と人権を尊重して毎日を楽しく生活し、保護者、地域とともに育ちあっていく保育園をめざす」、「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」、「保護者と共に子育てを担う」、「子どもと保護者の関わりを見守り、その気持ちに寄り添い、必要な援助をする」、「保護者から信頼される保育園」、「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育を目指す」、「子どもの一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育園を目指す」があった。

このことから、B 群では、「保護者から信頼される」というキーワードに代表されるように、あくまでも支援の対象者を子どもに置き、保護者はその支援を評価する評価者である点が特徴的であり、支援の対象者としての保護者という捉え方ではなく、いわば支援の評価者であって支援の対象外にある、との認識がうかがえる。

#### 4. 児童発達支援事業所全般

##### (1) 結果

児童発達支援事業所におけるアンケート 29 件を用い、KJ 法にてカテゴリー別に分けて体系整理を行った<sup>表1参照</sup>。大項目については、主に「ひと・もの・かね」を主とし、中項目についてはその内容に関する項目、小項目についてはさらなる詳細な内容として分類した。

アンケート・データをカテゴリー分析したところ、まずは、Ⅰ. 本人に関すること、Ⅱ. 保護者に関すること、Ⅲ. 職員に関すること、Ⅳ. 地域に関することの4つの大項目に分類した。さらに、大項目の下位に中目標を置き、Ⅰについては、①健康・体力・食、②自己愛・自己肯定感・自己決定、③他者理解、④日常生活の基本動作、⑤発達保障の5つの中項目に、Ⅱについては、保護者・家庭への支援という中項目に、Ⅲについては、職員の資質という中項目に、Ⅳについては、①関係機関との連携、②地域生活の2つの中項目に分類した。

【表 1 児童発達支援事業所における運営理念についてのカテゴリー分析表】

大項目	中項目	小項目
本人に関する こと	健康・体力・食	健康な体を作る。丈夫な体を作る。体力作り。元気な体を育てる。 何でも食べる子。
	自己愛・自己肯定感・自己決定	自分の思いを表現できる。自分自身を発揮する。 人格のある一存在として向き合い、自分への信頼を育てる。
	他者理解	こども同士が共に育ちあう。 仲間の中で無理なく生き生きと活動する。 他者との共感と信頼を形成する。集団適応力や場面適応力を養う。 対人関係の向上を目指す。コミュニケーション能力の育成。
	日常生活の基本動作	基本的な生活習慣づくり。生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につける。個々に応じた療育を体系的に行って、社会生活に適應する力を身につける。
	発達保障	子どもたちの発達が保障された教育。 子どもたちのライフステージを見すえた療育。 児童一人ひとりの能力や障害の特性に応じた療育に努める。 個々の子どもの発達状況にあった療育目標をほめて療育する。 一人ひとりが持つ発達の特性や状態像を的確に把握し、個別支援目標をたて、発達過程に沿った援助と指導を行うように努める。
保護者に関する こと	保護者・家庭への 支援	親子関係づくり。家庭との連携、支援を推進する。保護者への養育援助。就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適應力を育てる。 保護者が安心して、子育てに取り組んでいけるよう支援する。 保護者への幅広い情報提供を行い、丁寧な個別支援を目指す。
職員に関する こと	職員の資質	<u>スタッフ</u> が多面的な視点で子どもの発達を捉え、わかりやすい生活づくりや遊びの充実をめざし、療育を深める。 <u>職員</u> は常に研修に励み職員自身の資質向上に努める。
地域に関する こと	関係機関との 連携	関係機関、家庭及び地域との連携を密にし、児童の療育に必要な環境整備に努める。関係機関との連携を密にして、多角的かつ長期的展望見地に基づいて療育の充実を図る。
	地域生活	地域でより豊かな生活ができるように、子どもたちと家庭の地域生活を視野に入れた療育。

【出典：「粘土遊びとどろ遊びに関する現状調査」における全国調査にて回答のあった児童発達支援事業所 29 件のデータをもとに、KJ 法を用いて筆者がカテゴリー分析の上、語尾等の表現を一部加筆修正】

## (2) 考察

アンケートを概観すると、やはり子ども本人に関することが圧倒的であることが一見してわかる。本人への支援を本旨としている事業所であることから考えても当然の結果であろう。

しかしながら、その中でも「スタッフが」「職員は」と、主語が明らかに支援者側にあり、その内容に関する主客関係、つまり支援の責務を明確にしているものが散見される。このことは、数こそ少ないが、当該事業所のアンケート集計における特徴であるともいえる。全アンケートを通していても、職員が主語となっているのはこの2点だけであった。

これらのことについて考えられる理由の1つとしては、発達に障害のある子どもを扱っているが故、支援の効果（教育効果という意味も含む）がより職員の資質に左右されてしまう可能性があるためではなかろうか。事業所において、主体は子ども本人であることは明白ではあるが、あえて主語を職員に置いているところがやはり意義深く感じられる。

また、保護者に関することとして、「保護者が安心して、子育てに取り組んでいけるよう支援する」との運営方針及び運営内容もあった。主客関係を考察してみると、あくまでも保護者が主役で、支援者は脇役に回り、しっかり支援していくことで保護者の主体的な生活を約束しているかのようにも読みとれる。保護者をあえて主語とすることで、支援者と保護者との関係を明確化しているのであろう。

地域に関することとしては、関係機関との連携の他、子ども本人及び家庭の地域生活を踏まえた運営方針及び運営内容も盛り込まれていることも注目に値する。

## IV. おわりに

児童発達支援事業所における運営理念上の特徴と今後の課題の2点を整理して、脱稿としたい。

まず、児童発達支援事業所における運営理念上の特徴としては、保育所・幼稚園・認定こども園よりも、①個別性を意識している点、②関係機関との連携を重視している点、③保護者支援が重要である点、の3点あることが理解できた。また、サービス提供責任や側面的支援であることを明確化している事業所もあり、運営理念の特徴性が表れている事業所も見られた。このことから、児童発達支援事業所における運営理念については、保育所・幼稚園・認定こども園の群よりも、ソーシャルワークを重視しているということができ、冒頭で示した仮説はある程度立証できたのではないかと考えている。

次に今後の課題であるが、今回の調査研究では、児童発達支援事業所を核に、保育所・幼稚園・認定こども園との対比からアンケート分析を行ってきたために、児童発達支援事業所についての言及のみに止まった。今後は、児童発達支援事業所と同等にソーシャルワークがより必要とされる児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所支援事業所等の他の施設種別についても調査研究の対象とし、何らかの言及が必要であり、そのうえで、保育所・幼稚園・認定こども園等についても「子どもと家庭のニーズ」を充足させるべく、ソーシャルワークの必要性を説いていかなければならないと考えている。

本研究については様々な視点から今後も続けていくことになるが、保育士は当然のことながら、幼保連携型認定こども園による保育教諭も、子どもに長時間かつ直接的に関わっている専門職として、社会福祉専門職としてのアイデンティティを有してもらわなくてはならないと考えている。場合によっては、幼児教育機関としての位置づけである幼稚園教諭でさえ、必要に迫られてソーシャルワークをすでに実践している可能性も大いに秘めているのではないだろうか。

子どもを対象とする専門職は、様々な実践や調査研究によって得られた知見等により、ソーシャルワークの重要性を改めて認識したうえで、身体的援助や生活上の基本的援助を主な業務とするケアワーカーであると同時に、精神的な援助や相談・連絡調整等、子どもや子どもを取り巻く環境へのアプローチを主な業務とするソーシャルワーカーであるといった自覚をもち、子どもを対象とするジェネリックな専門職としてのアイデンティティを高めてもらいたいと願っている<sup>11)</sup>。

#### 【注】

- 1 「社会福祉専門職員の充実強化方策としての『社会福祉士法』制定試案」中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会(1971. 11)、『国立社会保障・人口問題研究所ホームページ』2013. 1. 10 参照  
<<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakai/fukushi/60.pdf>>
- 2 社会福祉専門職員の充実強化方策としての「社会福祉士法」制定試案では、短期大学において保育を専修した者は社会福祉士(二種)とし、3年の実務経験及び2ヶ月の資格認定講習等の後、社会福祉士(一種)とする資格体系であった。
- 3 鶴宏史(2009)『保育ソーシャルワーク論』あいり出版、巻頭p ii
- 4 三田啓裕(1931)「治療教育に就きて」『日本学校衛生』第18巻第8号
- 5 白澤正和、渡辺裕美、福富昌城編(2002)『福祉キーワードシリーズ ケアマネジメント』中央法規、p142
- 6 ソーシャルワークとは、さまざまな生活問題を対象に、相談・サービス提供・組織や政策への働きかけ等を行う、社会福祉援助(相談援助)における技術、原理、活動の総称をいう。本稿でいうソーシャルワーク機能とは、たとえば事業所全体の中でそのようなソーシャルワークという固有の働き・役割を備えていることを指す。
- 7 アンケートの原本は「教育方針及び教育目標」という項目表記であるが、幼児教育機関以外の機関(保育所や児童発達事業所等)も含んでいるため、「運営方針及び運営目標」と読み替えたほうが適切であることから、本稿では「運営」という表現で統一表記した。
- 8 厚生労働省編(2008)『保育所保育指針 解説書』フレーベル館
- 9 同上、p6
- 10 文部科学省、厚生労働省(2008)『平成20年告示 幼稚園教育要領・保育所保育指針<原本>』チャイルド本社
- 11 1929年ミルフォード会議の報告書にて、ケースワーク(個別援助技術)における「ジェネリック」と「スペシフィック」の捉え方の重要性が提起された。ジェネリック・ソーシャルワークとは、ソーシャルワーク(社会福祉援助)のどの分野にも共通する技術、原理、活動を指す。

【参考文献】

- ・大和田猛(2004)『ソーシャルワークとケアワーク』中央法規
- ・柏女壺峰(2009)『子ども家庭福祉論』誠信書房
- ・柏女壺峰(2008)『子ども家庭福祉サービス供給体制』中央法規
- ・田中未来編著(1970)『全社協保育双書 11 保育と専門性』全国社会福祉協議会
- ・土田美世子(2012)『保育ソーシャルワーク支援論』明石書店
- ・橋本好市・直島正樹編著(2012)『保育実践に求められるソーシャルワーク』ミネルヴァ書房
- ・古川孝順・田澤あけみ編(2008)『現代の児童福祉』有斐閣
- ・無藤隆監修(2003)『実践 新・幼稚園教育要領ハンドブック』学研

(名古屋経営短期大学子ども学科 准教授)